

(別添1)

事業評価の結果（共通項目）

福祉サービス種別：保育所
事業所名（施設名） 木曾町立日義保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b)	■	1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○町内保育所合同の保育目標が策定され、入園説明会、保護者会等では保護者向けに説明が実施されている。 ○理念、基本方針を職員、保護者に限らず、周囲の関係機関や地域の方にも周知することが必要である。さらに、印刷物での周知等、保護者への取組は保育への安心感や信頼を高めることにも繋がるため、十分な取組が求められる。
					■	2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
					■	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
					■	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
					■	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
					■	6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
					■	7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b)	■	8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○町の担当課と連携し、また町内の施設長会や主任会などで町としての社会福祉事業全体の動向について把握、分析に努めている。保育に関する動向に関しては、木曾郡保育連絡協議会、専門職の研修や会合等での把握に努めている。 ○昨年度、町の第二次総合計画、木曾町子ども子育て支援事業計画の修正計画を策定している。 ○地域との交流や関係機関との連携に際して、子どもの数や利用者（子ども・保護者）像の変化、保育ニーズ、潜在的利用者に関するデータなど、当該地域における情報を把握・分析し、長期的視野で事業経営に活かしていくことも期待される。
					■	9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
					■	10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
					■	11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
			b)	■	12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。		
				■	13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。		
				■	14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。		
				■	15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。		
3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b)	■	16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○町としての総合計画、子ども・子育て支援計画が策定され、今年度、見直し修正の計画も策定されている。 ○未満児用のトイレ、エアコン等の設置等を含めた施設の改善計画が策定され、計画的に改善を図っている。 ○病児、病後児保育などの保育ニーズに細かく対応するために、ファミリー・サポート事業の体制整備、子育て世代包括支援センターを今年度から開始し、子育て支援に町としても力を入れて取り組んでいる。	
				■	17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。		
				■	18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。		
				■	19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
I	3	(1)	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b)	■	20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	○単年度の事業計画としては、年間の行事計画に全て記載され、保育課程のなかに、保育に関するものはほぼ網羅している。予算、決算等は町の担当課と連携して単年度の収支計画が策定されている。 ○年間計画の策定は、おおよその手順や職員の意見聴取、周知がされているが、手順として明文化も望まれる。 ○事業計画（中長期計画と単年度計画）は、策定や評価についての体制を定め、職員の参画のもとに組織的な取組を進めることが望まれる。	
					■	21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。		
					■	22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。		
					■	23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。		
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b)	■	24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。		○事業計画の中の行事（入園式、卒園式、運動会、親子遠足や保護者の一日保育参加など）はその前後に計画策定と事後の保護者アンケートや反省が職員会等で検討され、職員の参画を図る体制となっている。 ○年間計画の策定にあたっては、おおよその時期が決まっており、手順も決まっているが、明文化も望まれる。
					■	25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。		
					■	26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。		
					■	27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。		
					■	28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
I	3	(2)	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a)	■	29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○保護者に向けての周知としては、入所予定の保護者向けの説明会や入園式での施設長からの説明、年間の行事計画の配布、毎月の定期的なお便り、さらに行事や事業ごとのお便り、期別の施設長だよりなどが配布されている。 ○保育指針の改訂に伴い「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の研修から、今年は日常保育の様子を写真と解説を加えて事務室前へ掲示し、担任職員を中心に周知に取り組んでいる。「子どもの遊び」のねらいと内容など職員が取り組む保育の様子、さらにその保育の持つ重要性、発展性を可視化して保護者に伝える努力をしており、保護者からも、感想や意見が寄せられている。	
					■	30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。		
					■	31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。		
					■	32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。		
	4 福祉的サービ ス的質の向上 への	(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b)	■	33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	○保育の質の向上に向けて、今年度は第三者評価を初めて受審している。 ○毎年度末には、保育士個々の自己評価を実施し、次年度の計画を策定している。また、施設長より毎日の朝会にて、前日の振り返りがされている。また、保育日誌をクラス担当の保育士が記録し、毎月、施設長、主任に提出し、振り返りの機会を持っている。行事ごとにも、計画、実施、実施後の反省、評価がされている。 ○保育所全体の自己評価は、日々の取組とともに組織的に全体を総合的にPDCAサイクルにもとづき評価を行う体制が期待される。
						■	34 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。	
						■	35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
						■	36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
I	4	(1)	② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b)	■	37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○個々の自己評価は、文書化されて、翌月、次年度に向けて取り組む体制が取られている。 ○保育所全体の組織的な質の向上に向けた取組は、全体の文書化が十分とは言えない。評価結果やそれにもとづく課題は文書化され、職員間で課題の共有化、改善計画の策定、実施、見直しなど職員の参画のもとで計画的に実施していくことが望まれる。
					■	38 職員間で課題の共有化が図られている。	
					■	39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
					■	40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
					■	41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
II 組織の 運営管理	1 管理者の 責任と リーダー シップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	■	42 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○施設長は、経営・管理については「安全・安心」を第一に考え、それを「職員の心得」に記載したうえで、職員会及び朝礼で伝えるなど理解を得るよう努めている。また、職務分掌の一覧を職員室に掲示し、日誌に記録しているほか、朝礼でも職員に確認している。 ○有事における施設長の役割及び責任についても、危機管理マニュアル、消防計画に記載している。
					■	43 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	
					■	44 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
					■	45 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
II	1	(1)	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a)	■	46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○遵守すべき法令等の理解について、施設長は、個人情報や交通法規の研修会等に参加しているほか、年度初めには「職員の心得」の読み合わせを行い、朝会や職員会で説明する等、周知を図っている。 ○施設長は、町の総務課から発信されている町の公務員としての法令遵守の随時の呼びかけを確認し、その内容を職員にも朝会や職員会で周知に努めている。 ○公金は、町の担当課での取扱いを原則とし、経理面での公正な取組としている。	
					■	47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
					■	48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
					■	49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a)	■	50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。		○「子どもの10の姿」にもとづいて、遊びにも教育的な配慮を取り入れており、職員にも浸透している。また、クラスの良い取組を共有するため施設内研修を行っている他、いつでも職員の相談に乗るなど現場の意見を取り入れながら保育の質の向上を図っている。 ○保育の質の向上に向けて、研修計画等の文書化、標準の実施方法の策定に早速着手するなど、職員と共に意欲的に取り組んでいる。
					■	51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。		
					■	52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
					■	53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。		
					■	54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
II	1	(2)	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a)	■	55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○施設長は主任と協働して、経営改善や業務の実効性の向上を図っている。複数担任制、非常勤職員の雇用などにより代替えの職員を確保し、休暇を取りやすくする等の工夫をしている。 ○土曜保育の担当を、子どもに配慮しながら、当番制とするなど取り組んでいる。
				■	56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。		
				■	57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。		
				■	58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
	2 福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b)	■	59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○人材に関する計画や人事管理体制は、正規職員に関しては町の計画で福祉人材の確保、育成に取り組み、採用活動もされている。また、嘱託職員や非常勤職員の採用に関しても、子どもの数や状況、入所予定数などに合わせて、採用や配置を行っている。 ○新規職員の採用に関しての現状、正規職員と非常勤職員の比率など、子どもの変化やそれを取り巻く家庭の変化など福祉ニーズに合わせて、組織を適切に機能させるための必要な人数や体制など総合的な計画を立案し、取り組むことが期待される。
				■	60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。		
				■	61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。		
				■	62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅱ	2	(1)	② 総合的な人事管理が行われている。	b)	■	63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○「保育士としての心構え」を明示し、保育に取組む職員としての職員像を明確にしている。 ○正規職員には、町としての人事基準や人事管理が実施されている。嘱託、非常勤職員に関しても、町の条例に沿って人事管理がなされている。町の担当課と連携して、保育士の人材確保に努めているが、職員の採用が厳しい現状である。 ○保育所の理念・基本方針にもとづく日養保育所としての「期待する職員像」の明確化が望まれる。
					■	64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	
					■	65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
					■	66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
					■	67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
					■	68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。	
					■	69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
		■	70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。				
		■	71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。				
		■	72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。				
		■	73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。				
		■	74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。				
		■	75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。				
		(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b)	■	76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント			
Ⅱ	2	(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b)	■	77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○正規職員に関しては、町全体の目標管理制度が適用され、目標設定、上司（町の担当課課長など）との面談も実施されている。また、給与にまでは反映されていないが、達成と取組状況の確認のための面接も実施されている。 ○嘱託職員や非常勤職員に関しても、町の担当室長との面談が実施されている。		
					■	78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。			
					■	79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。			
					■	80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。			
					■	81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。			
					② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b)	■	82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○保育所年間計画の中に、おおまかな研修の予定が日程として計画されている。木曽郡保育連絡協議会の事業計画に従い、部会に分かれての研修に参加し、郡全体の保育所と合同で取り組んでいる。 ○町の担当課を通して、外部の研修情報の周知や申込みの取りまとめが主任を中心に実施されている。県の専門職団体の研修会への参加、保育に関するものなど研修参加報告は、復命書とその回覧によって職員に周知する体制が作られている。 ○今年は、虐待をテーマとした施設内研修に計画的に取り組んでいる。 ○保育所として、基本方針や計画にもとづく研修計画の策定と評価、見直しが望まれる。
							■	83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
							■	84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
							■	85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
							■	86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
II	2	(3)	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b)	■	87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○木曾郡保育連絡協議会の研修では、公開保育、障がい児保育、給食、子育て支援に分かれてテーマ別に研究会を計画的に実施している。町保育士研修として、年間行事計画に明記、計画的にテーマを決めて取り組んでいる。 ○外部の研修参加に際しては、複数担任制、非常勤職員の配置など勤務体制に配慮し、参加への勧奨もされている。 ○研修成果の評価・分析にあたっては、復命書の確認だけでなく職員別研修履歴等の確認や次年度以降への研修計画への反映など、職員一人ひとりが教育、研修に参加できるよう体制づくりにも期待したい。
					■	88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
					■	89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
					■	90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
					■	91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b)	■	92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○保育士の実習生、今年度より看護学生の実習が実施されている。看護実習に関しては、事前、事後に養成校の実習担当者や施設長が打ち合わせを実施している。マニュアルやプログラム等は、養成校や学校等から依頼された冊子等を活用している。 ○月のお便りで、実習生の計画を掲載し、子ども、保護者に対して周知、配慮している。 ○実習における指導者に対する研修の実施が求められる。
					■	93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
					■	94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
					■	95 指導者に対する研修を実施している。	
					■	96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
II	3 運 営 の 透 明 性 の 確 保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/>	97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○町のホームページに、町内保育所としての保育目標、施設案内、生活の様子、保育料等が掲載されている。また、町の広報誌等に事業計画、事業報告、予算、決算等が掲載され、運営の透明性を確保するために取り組んでいる。 ○第三者評価の受審結果、苦情相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況など保育の質の向上に関わる取組を主体的に提示していくことが期待される。
				<input checked="" type="checkbox"/>	98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。		
				<input type="checkbox"/>	99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。		
				<input checked="" type="checkbox"/>	100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。		
				<input checked="" type="checkbox"/>	101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。		
		b)	<input checked="" type="checkbox"/>	102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	○町として各種規程に則って業務の実施、会計処理などルールに沿って、適正な経営・運営に努め、内部監査が実施されている。 ○公正かつ透明性の確保のためにも、外部監査等の実施が期待される。		
				<input checked="" type="checkbox"/>		103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
				<input checked="" type="checkbox"/>		104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。	
				<input checked="" type="checkbox"/>		105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
				<input type="checkbox"/>		106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。	
				<input type="checkbox"/>		107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅱ	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	■	108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○地域との関わりについては、施設の基本方針に明示されている。 ○地域の公民館やデイサービスに隣接しており、高齢化が進む地域にあっては子どもの散歩する姿や、行事での交流は、地域全体で未来ある子どもを育てるという視点からも地域の街作りにとっても大きな意味がある。 ○保育所の大きな園庭の草刈りなどには、地域の方の力をお借りしている。また、土日祝日などは、園庭が遊び場所として地域の方に開放されている。
					■	109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
					■	110 子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
					■	111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
					■	112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
				b)	□	113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
				■	114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。		
				□	115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。		
				■	116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。		
				■	117 学校教育への協力をを行っている。		
		② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。				○中高生の職場体験、「ボランティア受入れのながれ」の手順が文書化されている。また、安全面、守秘義務などの事前説明に関する書面や内容も明記されている。 ○ボランティア等外部の方が来所するときは、事前にお便りや掲示で保護者等にも周知している。 ○ボランティア受入れ、地域の学校教育等への協力についての基本姿勢の明文化、さらに、受け入れについてのマニュアルの整備も望まれる。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
Ⅱ	4	(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	■	118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○消防署、警察署、病院等の緊急連絡先は、大きな字で印刷されて事務室に掲示されている。社会資源については、電話番号、連絡先が事務室内の決められた場所に置かれ、職員間でも共有されている。 ○町施設長会や主任会、さらに木曾郡保育連絡協議会の総会、施設長会、主任保育士の定期的な会議や研究会など地域の保育所の関係者が協働して、運営上の課題や研修に取組み、質の向上に取り組んでいる。 ○町内の要保護児童等対策協議会は、代表者会議、さらに町内の地区ごとの子ども連絡会が計画的に開催され、町担当課や関係する機関との連携、普段から関わり合う顔ぶれが参集され、情報共有、ケースの共通理解が図られている。	
					■	119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。		
					■	120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。		
					■	121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。		
					■	122 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。		
					■	123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。		
			(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a)	■	124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。	○未就園児を対象とする園開放や園庭開放が実施されている。実施後にアンケートをとり、また、子育てに関する悩みや心配事への相談を促す内容が書かれた案内文書が作成されている。未就園児にとっては、身近な場所での子ども同士で遊ぶ貴重な機会でもあり、入所に向けての保護者や子どもが保育所に慣れる場ともなっている。土日祝日は、園庭が開放されている。 ○園庭開放では、保護者へのアンケートからの要望を取入れて、冬期の園庭開放を実施し、安全にそり遊びをしたいという参加者からの意見で改善している。 ○保育所の地域との交流の様子は、町のホームページで紹介されており、地域の活性化としての役割も期待されている。 ○災害時の避難場所は隣接する公民館となっている。保護者への引き渡し訓練では、子どもが公民館へ避難して引き渡しとなり、保護者への災害時の避難場所の周知も実施している。
						■	125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。	
						■	126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。	
						■	127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。	
						■	128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅱ	4	(3)	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b)	<p>■ 129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>■ 132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>■ 134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>	<p>○保育所単独での事業ではないが、子育て支援として町全体で子育てに関する講演会を開催し、保護者等にお知らせし、参加を促している。</p> <p>○町全体での福祉ニーズの把握は実施されているが、この地区における子どもや家族の変化、地域における生活課題など小中学校との関わり、日義保育所の持てる力を発揮する積極的な取組に期待したい。</p> <p>○子育て世代包括支援センターと連携した子育て世代への今後の取組が期待される。</p>
Ⅲ	1	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a)	<p>■ 135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>■ 136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>■ 137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</p> <p>■ 138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</p> <p>■ 139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</p>	<p>○「職員としての心得」として年度当初の職員会や機会あるごとに施設長からの話として確認している。冒頭に「いつも子どもが中心であることを忘れない」と明示し、朝会や職員会でも振り返り、日々取組んでいる。</p> <p>○CAPの講演会を保護者、職員と一緒に参加し、共通の理解を持てるように実施している。</p> <p>○人権の尊重に関して、今年度は職員で施設内研修に取組んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
Ⅲ	1	(1)	①		■ 140	子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。		
					■ 141	性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。		
					■ 142	子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。		
			② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b)		□ 143	子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○子どものプライバシー保護と権利擁護に関する研修等は実施されているが、実際の保育場面では設備上の限界もあり、工夫が必要な場所、場面が見受けられる。また、安全面を重視すると、プライバシーへの配慮には工夫が必要であり、職員体制や運営体制にも検討が必要となっている。 ○子どもが着替える場所、オムツ交換の場所、さらにトイレの配置、広さや構造など、生活場面におけるプライバシー保護の視点からの検討が望まれる。 ○子どものプライバシーについて規程・マニュアルの整備と職員への周知が求められる。
					■ 144	子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。		
					■ 145	子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。		
					□ 146	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。		
					■ 147	子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。		
					□ 148	規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。		
					■ 149	不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ	1	(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b)	<input type="checkbox"/>	150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	○利用希望者に対する町としての情報提供は、ホームページへの掲載、年度ごとの保育園等利用の案内が用意されている。また、町内4箇所の保育所は居住場所によって通所区域が原則決められている。 ○見学や相談等の対応は主任を窓口とし、希望者には個別に対応している。 ○ホームページは随時更新され、町の保育園等利用の案内は、毎年改訂されている。 ○利用希望者が入手しやすい場所に、資料や保育所のパンフレットを置くなどの工夫が期待される。
					<input checked="" type="checkbox"/>	151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
					<input checked="" type="checkbox"/>	152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
					<input checked="" type="checkbox"/>	153 見学等の希望に対応している。	
					<input checked="" type="checkbox"/>	154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
			② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a)	<input checked="" type="checkbox"/>	155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	○次年度への新規入所希望児と3歳未満児の保護者を対象として、毎年秋に入園説明会が開催されている。 入園説明会では、基本方針、保育目標も施設長から説明している。
					<input checked="" type="checkbox"/>	156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
					<input checked="" type="checkbox"/>	157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
					<input checked="" type="checkbox"/>	158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
					<input checked="" type="checkbox"/>	159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(2)	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 <input type="checkbox"/> 162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	○保育所等の変更時、主任が窓口となり、手続きは町の担当課と連携して対応している。 ○保育園等利用の案内に「園に対するご意見・要望は各園主任保育士へお申し付けください。」と明記し、事務担当の子育て支援室の連絡先も明記されている。休園・退園の手続き等についても明記している。 ○保育所の利用が終了した時に、保育の継続性を確保するために、その後の相談方法や担当者についての説明を実施しているが、さらに文書で渡すような配慮も望まれる。
		(3) 利用者満足の向上に努めている。	① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。 <input checked="" type="checkbox"/> 167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○毎日の連絡ノートや送迎時の保護者との会話から、子どもの様子や満足を把握するように努めている。家庭訪問、親子バス遠足、個人懇談会が実施され、保護者と職員が顔を合わせて話す機会を設けており、保護者の意向把握に努めている。 ○個人懇談会における保護者からの意見や要望は、文書化されて、職員会で検討され、運営改善にいかす体制が整備されている。祖父母参観では、おやつの時間を祖父母と一緒に過ごすなど改善している。 ○保護者に対して、利用者満足に関する調査の定期的な実施が期待される。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b)	■	169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。	○苦情解決の体制については、事務室に外から見えるように掲示し、内容については園便りなどで、プライバシーに配慮し全体の問題として報告している。 ○苦情記入カードの配布、アンケート（匿名）の実施、第三者委員の行事での紹介など保護者が苦情を出しやすい工夫をすることが求められる。苦情解決の仕組みを文書で保護者に説明することも必要である。 ○苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保の視点から、第三者委員の人数は複数が見られる。
					□	170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
					□	171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
					■	172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
					■	173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
					■	174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
					■	175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
		② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b)	□	176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○保護者に対しては、話しやすい雰囲気づくりを心掛けている。さらに、保護者が複数の方法で相談することができ、相談相手の選択もできること等を文書で説明することが望まれる。 ○子育てに関する総合的な相談窓口として、子育て世代包括支援センターが町保健センターに設置され、専任の保健師が配置されている。 ○相談を聴く場所として、現在は空き教室や事務室内で対応しており、相談者のプライバシーへの一層の配慮が求められる。	
				■	177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。		
				□	178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b)	■	179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○職員は、保護者と送迎時会話や連絡ノートのやりとりで意思疎通を図り、相談や意見に対しては、内容に応じて施設長や職員会等での検討を経て返答し、時間がかかることなど説明に努めている。 ○相談対応等のマニュアルは整備されているが、相談・意見を受けた際の組織体制を見直し、保育の質の向上につなげる視点での取組が望まれる。
					□	180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
					■	181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
					□	182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
					■	183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
					■	184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b)	■	185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○「危機管理マニュアル」を作成し、施設管理、事故発生時の対応を明確にして職員に周知している。また、ヒヤリ・ハットの記録を日常的につけており、事故発生時には「保育園事故速報」に集約している。さらに、避難訓練を毎月実施し、職員は救急法講習を年1回受講している。 ○収集した事件事例をもとに、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組を行うことが期待される。
					■	186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	
					■	187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
					■	188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
					■	189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
					■	190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b)	■	191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○「危機管理マニュアル」を作成し、その中で「感染症への対応」を明記している。また、園便り、事務室前の掲示、一斉メール配信システム等で保護者への情報提供もその都度行っている。 ○最新の知見等を取入れ、保険医療の専門職の助言、指導のもとに感染症マニュアル等の定期的な見直しと職員への周知が望まれる。
					■	192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
					■	193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
					■	194 感染症の予防策が適切に講じられている。	
					■	195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	
					□	196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
					■	197 保護者への情報提供が適切になされている。	
		③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b)	■	198 災害時の対応体制が決められている。	○防災計画を整備し、「危機管理マニュアル」では防災訓練もマニュアル化している。食料等の備蓄リストも作成し、備蓄品管理を木曾町及び栄養士が行っている。 ○土砂災害警戒区域に隣接した立地であり、災害時の引き渡しは隣接の公民館とし、訓練も実施されている。町の担当課、消防署等の協力を得て、不測の事態に備えて、設備類等必要な対策を講ずることが求められる。 ○災害発生時の初動時の対応、また保育継続の観点から、災害等に備えた事前準備、訓練の実施と問題点把握や見直しが望まれる。	
				■	199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。		
				■	200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。		
				■	201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。		
				■	202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b)	<input type="checkbox"/>	203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○保育安全マニュアルに保育従事者の心得、日常の環境整備（散歩含）サービス実施に関するマニュアルに運動遊びなどの留意点、配慮する内容が提示されている。 ○発達過程における保育の標準的な内容は、保育課程及び指導計画に反映している。個別性を配慮した保育に努めている ○標準的な実施方法を策定し、保育の一定の水準、内容を常に保ち、さらに、子どもの個別性に着目した対応を行うためにも、文書化し全職員に周知する取組が望まれる。
					<input type="checkbox"/>	204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	
					<input type="checkbox"/>	205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
					<input type="checkbox"/>	206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
					<input checked="" type="checkbox"/>	207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。	
		(2) 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b)	<input type="checkbox"/>	208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	○保育の留意点、配慮する内容に関して保育実践を通して必要に応じて見直しがされている。 ○文書化された標準的な実施方法を周知し、さらに定期的に検証・見直しをすることが求められる。さらに、PDCAサイクルによって、保育の質に関する検討を継続的に実行されることが望まれる。	
				<input type="checkbox"/>	209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。		
				<input type="checkbox"/>	210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。		
				<input checked="" type="checkbox"/>	211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b)	■	212 指導計画策定の責任者を設置している。	○指導計画の責任者は、主任に位置付けている。 ○保育士は、子ども達の発達の状況を観察し、保護者からの状況報告、意見等踏まえ、アセスメントを行い保育計画に反映する取組を行っている。 ○アセスメントは、保育士の他に栄養士、調理員、必要に応じて子育て支援センター職員と協議している。 ○指導計画は、保育課程にもとづき策定されている。新保育所保育指針に従い「全体の計画」が検討される中でアセスメント、指導計画に関する手順、様式など具体的に明示される取組が期待される。
					■	213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
					■	214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
					■	215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。	
					■	216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	
					■	217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
					■	218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	
					■	219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	
		② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b)	■	220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	○指導計画の評価・見直しは、年4回実施している。複数担任制であり担任同士で評価・見直しを行い、学年会に報告・検討し、施設長・主任が確認されている。見直された指導計画は、子ども・保護者の意向を反映し、発達の状況を踏まえ立案され、職員会議で検討・周知されている。 ○指導計画を緊急に見直しする仕組み、標準的実施方法に反映すべき事項（子ども・保護者のニーズに対する保育・保育が十分でない状況など）について課題を明確にして保育の質の向上に繋がる取組に期待したい。	
				■	221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。		
				■	222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。		
				□	223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。		
				■	224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a)	■	225	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○子どもの発達の状況や生活状況を定められた書式に記録され、個別の指導計画にもとづいた保育実践が記録されている。 ○記録は、毎月施設長・主任が確認をして差異の生じないよう職員への指導・助言を行っている。 ○保育所における情報は、朝礼で職員に周知をする内容（子どもの健康・行事・その他必要事項）を報告して共有を図り、毎週実施される職員会議で保育所全体の情報の確認・検討をしている。
					■	226	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。	
					■	227	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
					■	228	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
					■	229	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	■	230	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○記録に関する「情報公開、個人情報保護に関する条例施行規則」が整備され、子どもに関する記録の保管、保存、破棄、情報の提示に関して定めている。個人情報の不適切な扱いに関して対策が講じられ規定がある。 ○年度はじめに職員は、個人情報保護規定に関して施設長から説明・研修を受けて理解し、遵守している。 ○保護者に対しては、年度初めに「保育園における個人情報の取り扱いについて」説明し、承諾書の提出がされている。
					■	231	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
					■	232	記録管理の責任者が設置されている。	
					■	233	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
					■	234	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
			■	235	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。			